

○神戸市公衆浴場法等施行細則

昭和61年6月24日

規則第23号

改正 平成7年12月1日規則第59号

平成8年4月1日規則第7号

平成10年10月15日規則第50号

平成16年5月20日規則第9号

平成25年3月29日規則第55号

平成28年3月31日規則第72号

(附則)

令和2年3月31日規則第89号

令和2年12月14日規則第39号

令和5年12月12日規則第32号

令和6年3月26日規則第53号

神戸市公衆浴場法施行細則（昭和31年11月規則第98号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）及び公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「施行規則」という。）並びに神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施行規則第1条の申請書の様式）

第2条 施行規則第1条の申請書は、様式第1号による公衆浴場営業許可申請書とする。

（法第2条第1項の許可に係る許可書等の交付）

第3条 市長は、法第2条第1項の許可をしたときは様式第2号による公衆浴場営業許可書を、同項の許可をしないときは様式第3号による公衆浴場営業不許可通知書を申請者に交付するものとする。

（営業者の地位の承継に係る届書等の様式）

第4条 施行規則第1条の2第1項、第2条第1項、第3条第1項及び第3条の

2 第1項の届書は、様式第4号による承継届書（公衆浴場営業）とする。

2 施行規則第2条第2項第2号の同意書は、様式第5号による営業者承継同意証明書とする。

（浴槽水の清浄を保つ措置）

第5条 条例第4条第1項第15号イの規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

（1） 浴槽水を、次のいずれかの方法で消毒すること

ア 塩素系薬剤を投入し、遊離残留塩素を1リットルにつき0.4ミリグラム以上1ミリグラム以下の濃度に維持する方法

イ 結合塩素のモノクロアミンを投入し、1リットルにつき3ミリグラム以上で適切な濃度に維持する方法

（2） 前号に規定する浴槽水中の塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンの濃度を定期的に測定し、その記録を3年間保存すること

（施行細目の委任）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の神戸市公衆浴場法施行細則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則中に相当する規定があるときは、この規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成7年12月1日規則第59号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の神戸市理容師法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市理容師法施行細則の様式による書類と、第2条の規定による改正前の神戸市美容師法施行細則

の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市美容師法施行細則の様式による書類と、第3条の規定による改正前の神戸市クリーニング業法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市クリーニング業法施行細則の様式による書類と、第4条の規定による改正前の神戸市旅館業法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市旅館業法施行細則の様式による書類と、第5条の規定による改正前の神戸市興行場法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市興行場法施行細則の様式による書類と、第6条の規定による改正前の神戸市公衆浴場法施行細則の様式による書類は同条の規定による改正後の神戸市公衆浴場法施行細則の様式による書類とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成8年4月1日規則第7号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月15日規則第50号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年5月20日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第55号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第72号）抄

（施行期日）

- 第1条 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第89号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月14日規則第39号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月15日（以下「施行日」という。）から施行する。

（公衆浴場法等施行細則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則による改正後の神戸市公衆浴場法等施行細則第2条第2項の規定及び様式第1号は、施行日以後に提出する公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第1条に規定する申請書について適用し、同日前に提出された同条に規定する申請書については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市公衆浴場法等施行細則様式第5号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和5年12月12日規則第32号）抄

（施行期日）

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条の改正規定は、神戸市旅館業法の施行等に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第16号）の施行の日（以下「第4条施行日」という。）から施行する。

（公衆浴場法等施行細則の一部改正に伴う経過措置）

14 施行日前に浴場業を譲り受けた者に係るこの規則による改正前の神戸市公衆浴場法等施行細則第2条の規定の運用については、なお従前の例による。

15 この規則による改正後の神戸市公衆浴場法等施行細則第4条第1項の規定及び様式第4号は、施行日以後に提出する公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第1条の2第1項に規定する届書について適用する。

16 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市美容師法施行細則様式第1号、第4号及び第5号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市公衆浴場法等施行細則様式第1号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

公衆浴場営業許可申請書	
年 月 日	
神戸市長 宛 公衆浴場法第2条第1項による許可を受けたいので申請します。	
申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	電話（ ） -
申請者氏名及び生年月日 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	.....年 月 日生
営業施設の所在地	電話（ ） -
営業施設の名称	
営業の種類別	一般公衆浴場・その他の公衆浴場（ ）
公衆浴場の種類	温湯・潮湯・温泉・薬湯・その他（ ）

1 記入上の注意

- (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) 申請者は、太線枠内のみ記入してください。
- (3) この様式において「一般公衆浴場」とは神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する一般公衆浴場を、「その他の公衆浴場」とは同条第2項に規定するその他の公衆浴場をいいます。

2 添付書類  
法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

## (第2面)

管 理 者 (設置する場合)	住 所		
	氏 名 生年月日	年 月 日生	
建築物の構造及び工事の種別	造 階建 工事の種別 ( 階部分)	既設・新築・増築・改築・用途変更・模様替	
建 築 確 認 申 請	申請済 (申請 年 月 日 ) 受理 第 号	未 申 請	
施 設 の 状 況	年 月 日着工 年 月 日完成	用途地域	地域
敷 地 面 積 m <sup>2</sup>	建築延べ面積 m <sup>2</sup>	営業施設延べ面積	m <sup>2</sup>
入 浴 料 金	大人 円、 中人 円	小人 円、	
使用水の種類	公衆浴場	上水道水・簡易水道水・井戸水	[その他]
	洗面設備	上水道水	[その他]
使 用 燃 料	重油・まき・おがくず [その他]		
隣接する既設の一般公衆浴場の名称及びその最短直線距離 (営業施設の周辺250mの区域内にある場合に限る。)			
名称	最短直線距離	m	
土地及び建物の所有者の住所及び氏名 (一般公衆浴場の場合に限る。)			
土地	住所	氏名	
建物	住所	氏名	

構造設備の概要 (一般公衆浴場)	脱衣室	男女の区別	あること。	有・無			
		番台	設ける場合	男女の脱衣室の境界に設け、浴室の出入口の戸は、番台から見通すことができるようにすること。	適・不適		
				男女の脱衣室の境界の通り口を設ける場合、番台の前面に接するようにし、相互に見通しのできないようにすること。	適・不適		
		設けない場合	男女の脱衣室への出入りの状況を見通せる場所に適正な利用の状況を把握するための設備を設けること。	適・不適			
	脱衣室及び浴室の見やすい場所に急病者の発生その他の不測の事態を営業者に知らせるための通報装置を設けること。		適・不適				
	脱衣室	男女間相互及び外部からの見通し	できないこと。	男子脱衣室	女子脱衣室	適・不適	
		出入口の構造	開き戸以外の戸であること。	引違戸・引込戸・〔その他〕	引違戸・引込戸・〔その他〕		
		換気設備	窓	設けること。	有・無	有・無	
			換気上有効な機械換気設備	CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと。	有・無	有・無	
		照明設備	床面において50ルクス以上	ルクス	ルクス		
		床面積	9 m <sup>2</sup> 以上	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		洗面設備	設けること。 上水道水を原則とする。	有〔使用水〕・無	有〔使用水〕・無		
	衣類及び携帯品の保管設備	各自安全に保管できる設備	有・無	有・無			
	浴室	男女の区別	あること。	適・不適			
		男女間相互及び外部からの見通し	できないこと。	男子浴室	女子浴室	適・不適	
		出入口構造	開き戸以外の戸であること。	引違戸・引込戸・〔その他〕	引違戸・引込戸・〔その他〕		
				有・無	有・無		
		換気設備	窓	設けること。	有・無	有・無	
換気上有効な機械換気設備			CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと。	有・無	有・無		
照明設備		床面において50ルクス以上	ルクス	ルクス			
床面積 ( )内は、浴槽部分を除く床面積		12 m <sup>2</sup> 以上	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )			
天井の構造		水滴が落下しないようにすること。	適・不適	適・不適			
床材		耐水材料					
面構造	勾配を設け、汚水が停滞せず完全に排水できること。	適・不適	適・不適				
上がり用水栓及び上がり用湯栓	各(1個/4 m <sup>2</sup> )以上水又は湯の区別が標示されていること。	個数標示	組数標示	適・不適			

## (第4面)

主浴槽	内のり面積	2 . 1 ㎡ 以上	㎡	㎡	
	深さ	0 . 5 m 以上	m	m	
構造	汚水が流入しないこと。	適・不適	適・不適	適・不適	
副浴槽の種類・大きさ (内のり面積×深さ)					
打たせ湯及びシャワー		循環している浴槽水を用いる構造でないこと。	適・不適	適・不適	
特殊な設備 (該当欄だけ記入してください。)	熱気室等を使用する入浴設備	熱気等の種類	湿熱式・乾熱式 〔その他〕	湿熱式・乾熱式 〔その他〕	
		温度の識別	熱気室内の温度を外部から識別することができること。	適・不適	適・不適
	放熱設備	直接入浴者の身体に接しないこと。	適・不適	適・不適	
	適正な利用温度の掲示	入浴者の見やすい箇所に掲示すること。	有・無	有・無	
	外部からの見通し	外部から熱気室内が見通すことができること。	適・不適	適・不適	
	シャワー又は浴槽	熱気室に付設すること。	有・無	有・無	
	露天風呂	男女間相互及び外部からの見通し	できないこと。	適・不適	適・不適
		構造	汚水が浴槽内に流入しないこと。	適・不適	適・不適
		出入り	脱衣室又は浴室から露天風呂又はこれに附帯する通路に、直接出入りできるようにすること。	適・不適	適・不適
	温泉等 (温泉・潮湯・薬湯等) を使用する入浴設備	シャワー又は浴槽	浴室に設けること。	有・無	有・無
			男子	女子	
便所	便器	大便器	個	大便器	個
		小便器	個		
流水式手洗い設備		有・無	有・無	有・無	
タオル、くし、かみそり等の消毒及び保管設備 (貸与する場合)	貸与するタオル等の種類	タオル、くし、かみそり 〔その他〕	タオル、くし、かみそり 〔その他〕		
	タオル、くし及びその他浴用品の消毒方法				
	保管設備				
履物類の保管設備	各自安全に保管することのできる設備を設けること。		有・無		
入浴料金の掲示	入浴者の見やすい箇所に掲示すること。	掲示箇所			

構造設備の概要(その他の公衆浴場)	施設の利用状況を確認することができる設備		施設の出入口付近に設けること。	有(場所)・無
	脱衣室	男女の区別	あること(市長が風紀上支障がないと認める脱衣室を除く。)	適・不適
	男女間相互及び外部からの見通し	できないこと。	男子脱衣室	女子脱衣室
	換気設備	設けること。 CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと。	有・無	有・無
	窓	設けること。 CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと。	有・無	有・無
	換気上有効な機械換気設備	設けること。 CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと。	有・無	有・無
	照明設備	床面において50ルクス以上	ルクス	ルクス
	洗面設備	設けること。 上水道を原則とする。	有(使用水)・無	有(使用水)・無
	衣類及び携帯品の保管設備	各自安全に保管できる設備	有・無	有・無
浴室	男女の区別	あること(市長が風紀上支障がないと認める浴室を除く。)	適・不適	
	男女間相互及び外部からの見通し	できないこと。	男子浴室	女子浴室
	換気設備	設けること。 CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと	有・無	有・無
	窓	設けること。 CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと (CO <sub>2</sub> を発生する温泉の浴室を除く。)	有・無	有・無
	換気上有効な機械換気設備	設けること。 CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと。 (CO <sub>2</sub> を発生する温泉の浴室を除く。)	有・無	有・無
	照明設備	床面において50ルクス以上	ルクス	ルクス
	天井の構造	水滴が落下しないようにすること。	適・不適	適・不適
	床材	耐水材料		
	構造	勾配を設け、汚水が停滞せず完全に排水できること。	適・不適	適・不適
	上がり用水栓及び上がり用湯栓	適当な数を設けること。 水又は湯の区別が標示されていること。	個数 標示	個数 標示
	浴槽の種類・大きさ(内のり面積×深さ)			
	浴槽(温泉等を使用する施設、厚生施設、福祉施設等に設けられたものに限る。)	内のり面積	2.1㎡以上	適・不適
		深さ	0.5m以上	適・不適
		構造	汚水が流入しないこと。	適・不適
	打たせ湯及びシャワー	循環している浴槽水を用いる構造でないこと。	適・不適	適・不適

熱気等を使用する入浴設備  露天風呂  温泉等(温泉・潮湯・薬湯等)を使用する入浴設備	熱気等の種類		湿熱式・乾熱式 〔その他〕	湿熱式・乾熱式 〔その他〕
	温度の識別	熱気室内の温度を外部から識別することができること。	適・不適	適・不適
	放熱設備	直接入浴者の身体に接しないこと。	適・不適	適・不適
	適正な利用温度の掲示	入浴者の見やすい箇所に掲示すること。	有・無	有・無
	外部からの見通し	外部から熱気室内が見通すことができること。	適・不適	適・不適
	シャワー又は浴槽	熱気室に付設すること。	有・無	有・無
	男女間相互及び外部からの見通し	できないこと。	適・不適	適・不適
	構造	汚水が浴槽内に流入しないこと。	適・不適	適・不適
	出入り	脱衣室又は浴室から露天風呂又はこれに附帯する通路に、直接出入りできるようにすること。	適・不適	適・不適
	シャワー又は浴槽	浴室に設けること。	有・無	有・無
男子			女子	
便所	便器		大便器 個	大便器 個
	流水式手洗い設備		小便器 個	
タオル、くし、かみそり等の消毒及び保管設備(貸与する場合)	貸与するタオル等の種類		タオル、くし、かみそり 〔その他〕	タオル、くし、かみそり 〔その他〕
	タオル、くし及びその他浴用品の消毒方法			
	保管設備			
履物類の保管設備	各自安全に保管することのできる設備を設けること。		有・無	
入浴料金の掲示	入浴者の見やすい箇所に掲示すること。		掲示箇所	

(注) 入浴者のいずれか一方の性別に限定した施設にあっては、該当欄にだけ記入し、その他の欄には斜線を入れてください。

様式第2号(第3条関係)

公衆浴場営業許可書

住 所

氏 名

年 月 日生

年 月 日付で申請のあった公衆浴場営業については、公衆浴場法第2条第1項の規定により、次のとおりと許可します。

神戸市長 

- 1 営業施設の所在地
- 2 営業施設の名称
- 3 営業の種類別
- 4 許可年月日
- 5 許可番号
- 6 許可の条件

備考 申請どおりの許可を行わない場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第3号（第3条関係）

公衆浴場営業不許可通知書

第 年 月 日 号

住 所

氏 名

年 月 日生

年 月 日付けで申請のあった公衆浴場営業については、次のとおり不許可としたので、公衆浴場法第2条第2項の規定により通知します。

神戸市長

- 1 営業施設の所在地
- 2 営業施設の名称
- 3 営業の種類別
- 4 不許可の理由

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第4号（第4条関係）

承 継 届 書（公衆浴場営業）			
		年 月 日	
神戸市長 宛			
		届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
		電話（ ） —	
		氏名及び生年月日 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
		年 月 日生	
営業施設の所在地	電話（ ） —		
営業施設の名 称	許可年月日 番 号	年 月 日 第 号	号
営業の種別			
※1 事業譲渡による承継	浴場業を譲渡した者	住 所	
		氏 名	
	譲 渡 の 年 月 日		年 月 日
※2 相続による承継	被相続人との続柄		
	被相続人	氏 名	
		住 所	
相続開始の年月日		年 月 日	
※3 合併又は分割による承継	消滅した法人又は分割前の法人	名 称	
		所 在 地	
		代 表 者 の 氏 名	
	合併又は分割の年 月 日		年 月 日

1 記入上の注意

- (1) この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) ※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。

2 添付書類（譲渡による営業者の地位の承継の届出の場合）

- (1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出を行う者が法人の場合にあっては、届出を行う法人の定款又は寄附行為の写し

3 添付書類（相続による営業者の地位の承継の届出の場合）

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の様式第5号による営業者承継同意証明書

4 添付書類（合併による営業者の地位の承継の届出の場合）

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し

5 添付書類（分割による営業者の地位の承継の届出の場合）

分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

様式第5号(第4条関係)

営業者承継同意証明書		
年 月 日		
神戸市長 宛		
相続人全員は、次のとおり営業者の地位を承継することに同意したことを証明する。		
証明者氏名		
証明者氏名		
証明者氏名		
営業者の地位の承継をする者	氏名	
	住所	
被相続人	氏名	
	住所	
営業施設	名称	
	所在地	

(注意)

- 1 証明者氏名の欄は、営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が記入してください。
- 2 この営業者承継同意証明書は、営業者の地位を承継することに関する同意証明であり、遺産の分割協議ではありません。

様式第 1 号 (第 2 条 関係)

様式第 2 号 (第 3 条 関係)

様式第 3 号 (第 3 条 関係)

様式第 4 号 (第 4 条 関係)

様式第 5 号 (第 4 条 関係)